

令和6年7月18日  
総務部

## 次期山形県行財政改革推進プランの策定について

### 1 策定の趣旨

- 現行の「山形県行財政改革推進プラン2021」は、令和6年度が最終年度
- 令和7年度以降についても、急激な人口減少など本県を取り巻く社会経済環境の変化や厳しい財政状況の下で、新たな行政課題に的確に対応し、必要な行政サービスを提供し続けることができるよう、限りある行財政資源の選択と集中による有効活用に向けて、不断の見直しを計画的に行うため策定
- 行財政改革の取組みを全庁的に推進することにより、第4次山形県総合発展計画による県づくりを進めるための土台となる安定性と機動性を併せ持つ行財政運営体制を構築

### 2 推進期間

- 令和7年度から令和11年度までの5年間  
(第4次山形県総合発展計画の次期実施計画と同様の期間)

### 3 策定体制

- 第三者で構成する「山形県行政支出点検・行政改革推進委員会」(以下、「行革委員会」)から助言
- 県議会、県民の意見をいただきながら検討
- 「山形県行財政改革推進本部(本部長:知事)」(以下、「行革本部」)において決定

### 4 今後の予定

- |      |       |                           |
|------|-------|---------------------------|
| 令和6年 | 7月18日 | 行革委員会①(策定日程、基本認識)         |
|      | 10月頃  | 行革委員会②、行革本部会議①(骨子)        |
|      | 12月頃  | 行革委員会③、県議会へ報告、行革本部会議②(素案) |
| 令和7年 | 2月頃   | 県議会へ報告、パブリックコメント実施(最終案)   |
|      | 3月末   | 行革委員会④、行革本部会議③(策定)        |

以上

**(現状)**

- 本県の人口減少は、全国や東北地方全体よりも早期かつ急激に進行しており、地方の過疎化や地域産業の衰退等の社会課題を抱えている。
- 中小企業の人手不足感が高まり、様々な分野への影響が顕在化しつつある中、将来的な本県の生産年齢人口は約4割減少する見通しとなっている。



**(課題)**

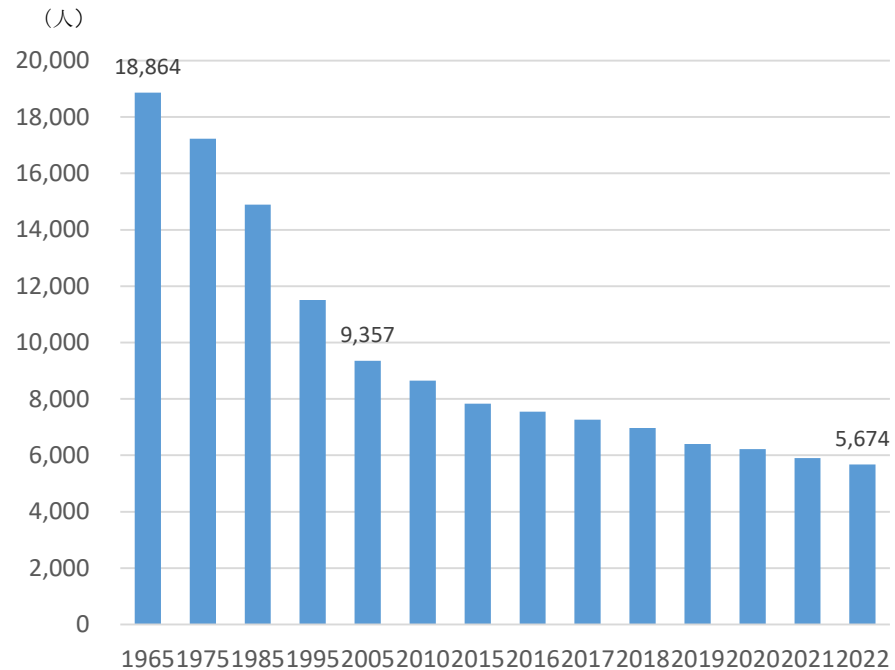
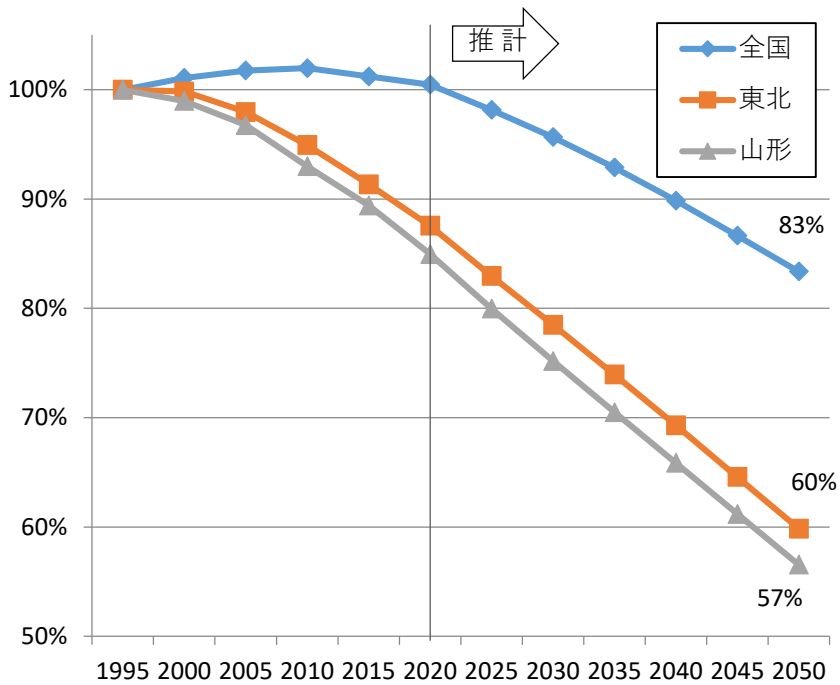
- ✓ 急激な人口減少社会の到来
- ✓ 人手不足問題の深刻化

全国・東北・山形県の人口減少率

山形県の出生数の推移

- 1995年を100とした場合の2050年時点の推計 (全国：83 東北：60 山形：57)
- 本県は全国や東北と比べて、人口減少が早期かつ急激に進行

- 1965年から2005年までの約40年間で出生数は半減
- 2005年から2022年までの約20年間で出生数は4割減
- 本県の出生数の減少は加速度的に進行



(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」を基に事務局作成

(資料) 厚生労働省「人口動態調査」を基に事務局作成

# 県行財政を取り巻く現状と課題

## ①社会経済環境の変化

### (現状)

- 本県の人口減少は、全国や東北地方全体よりも早期かつ急激に進行しており、地方の過疎化や地域産業の衰退等の社会課題を抱えている。
- 中小企業の人手不足感が高まり、様々な分野への影響が顕在化しつつある中、将来的な本県の生産年齢人口は約4割減少する見通しとなっている。

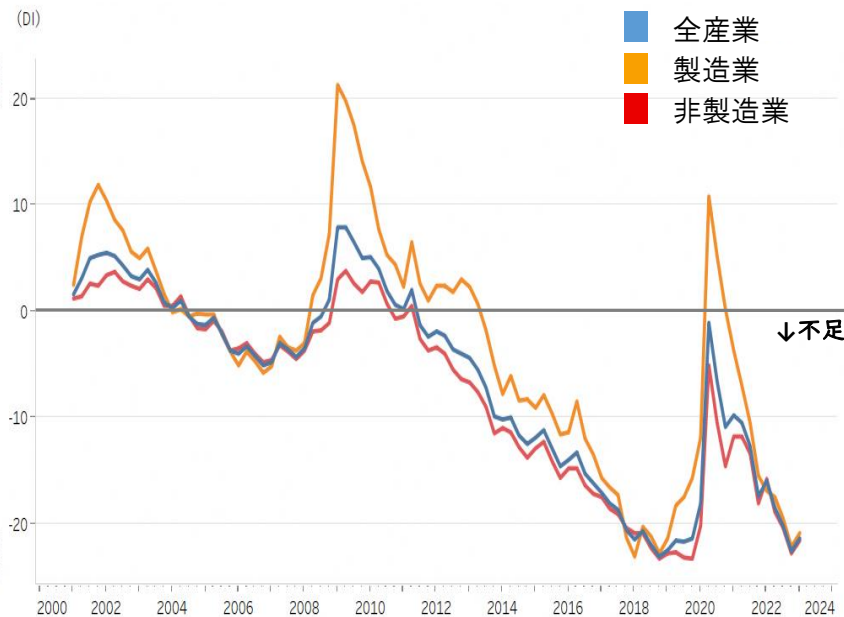


### (課題)

- ✓ 急激な人口減少社会の到来
- ✓ 人手不足問題の深刻化

### 従業員数過不足DIの推移

- 従業員が「過剰」と答えた企業の割合から「不足」と答えた企業の割合を引いた値
- 特定時期（リーマンショック(08年～12年)、コロナ禍(20年～21年)等)を除き、従業員の不足感は拡大傾向にある。

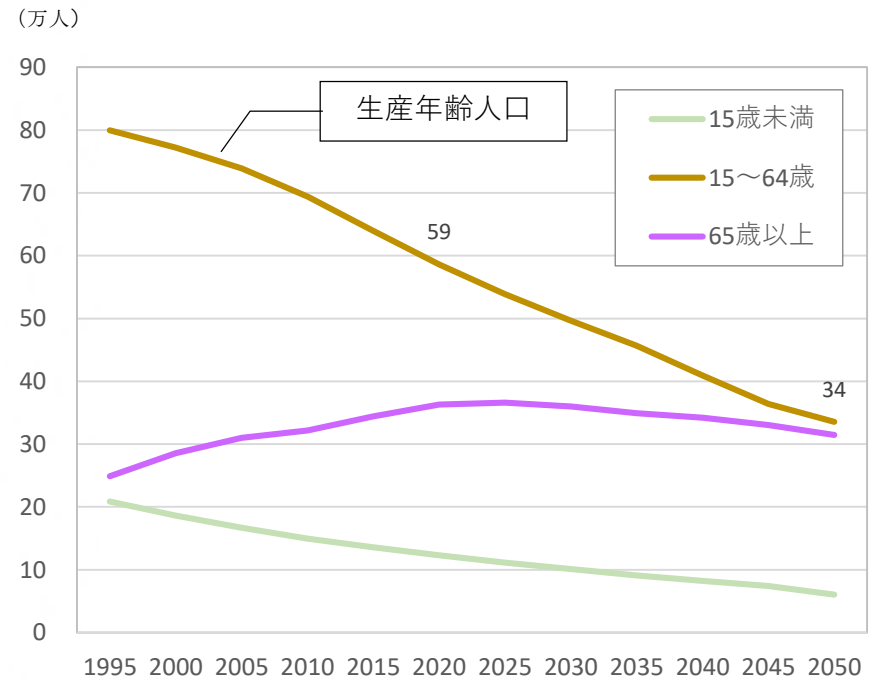


(資料) 中小企業庁・(独)中小企業基盤整備機構「中小企業業況調査」

(年取)

### 山形県の人口推移 (年齢3区分別)

- 年齢3区分別における本県の人口推移を見ると、生産年齢人口の減少率が最も大きく、2020年(59万人)と2050年(34万人)を比較すると約4割減少する見通しである。



(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」を基に事務局作成

# 県行財政を取り巻く現状と課題 ①社会経済環境の変化

## (現状)

- 近年、我が国では気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。
- 本県が保有する県有施設の多くは、1970年代（昭和45年）以降に整備されたものが大半を占めており、今後、更新・改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にある。
- 今後の県有施設の経費の見込みとして、仮に現状の維持管理・更新等に係る予算を維持できたとしても、年間約132億円が不足する。

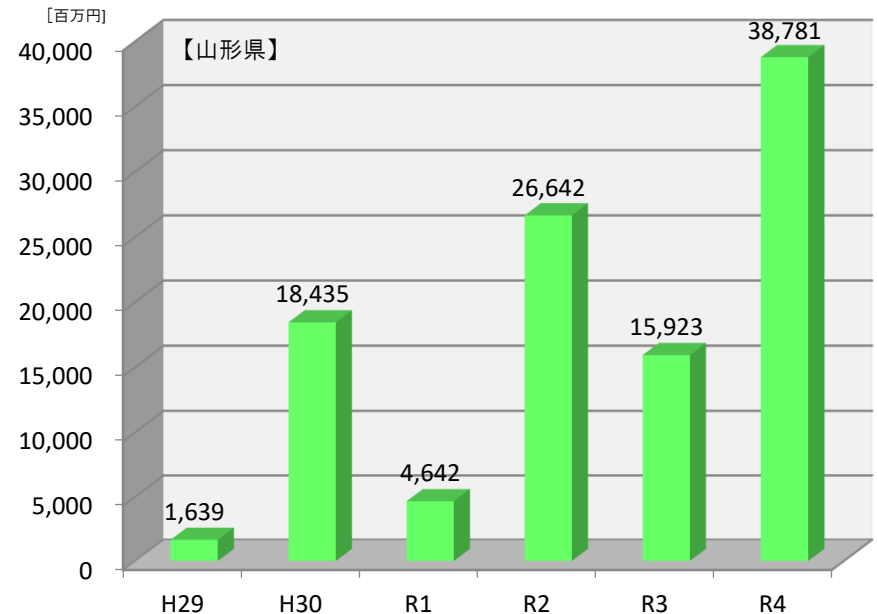
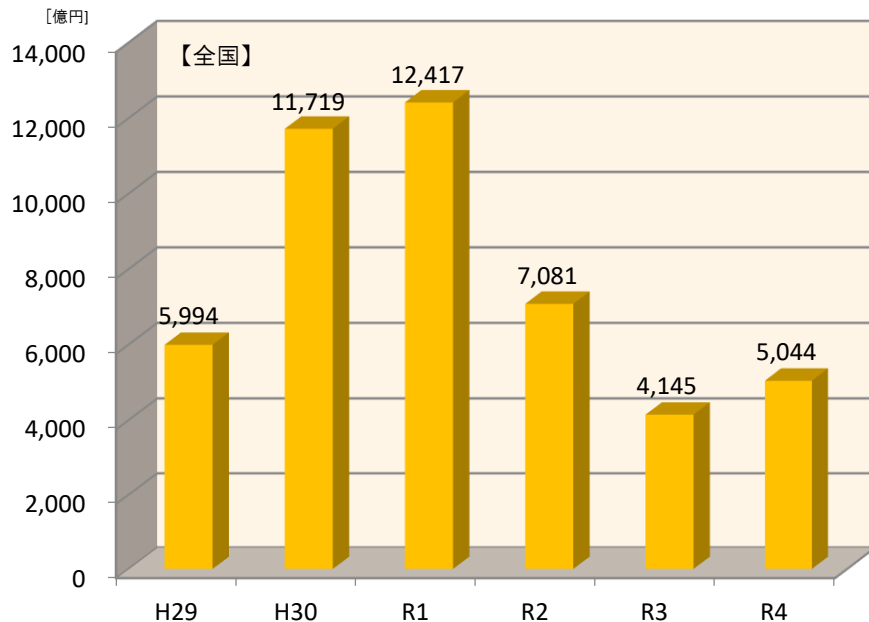


## (課題)

- ✓ 自然災害の頻発化・激甚化
- ✓ 社会インフラの老朽化
- ✓ 維持管理経費の不足

## 近年の自然災害による被害総額

- 直近では、令和6年能登半島地震が発生し、将来的には、南海トラフ地震や首都直下地震も今後発生することが危惧されており、日本各地で大規模災害が発生するリスクを抱えている。
- 本県でも、令和2年7月豪雨、令和4年8月の置賜・西村山地域を中心とする豪雨や同年12月鶴岡市土砂崩れなど大きな被害をもたらす自然災害の発生が相次いでいる。



(資料) H29～R4被害総額：消防庁「消防白書」を基に事務局作成  
※各年1月1日～12月31日までの間に発生した自然災害による被害総額  
※自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象をいう(消防白書より)

# 県行財政を取り巻く現状と課題

## ①社会経済環境の変化

### (現状)

- 近年、我が国では気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。
- 本県が保有する県有施設の多くは、1970年代（昭和45年）以降に整備されたものが大半を占めており、今後、更新・改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にある。
- 今後の県有施設の経費の見込みとして、仮に現状の維持管理・更新等に係る予算を維持できたとしても、年間約132億円が不足する。

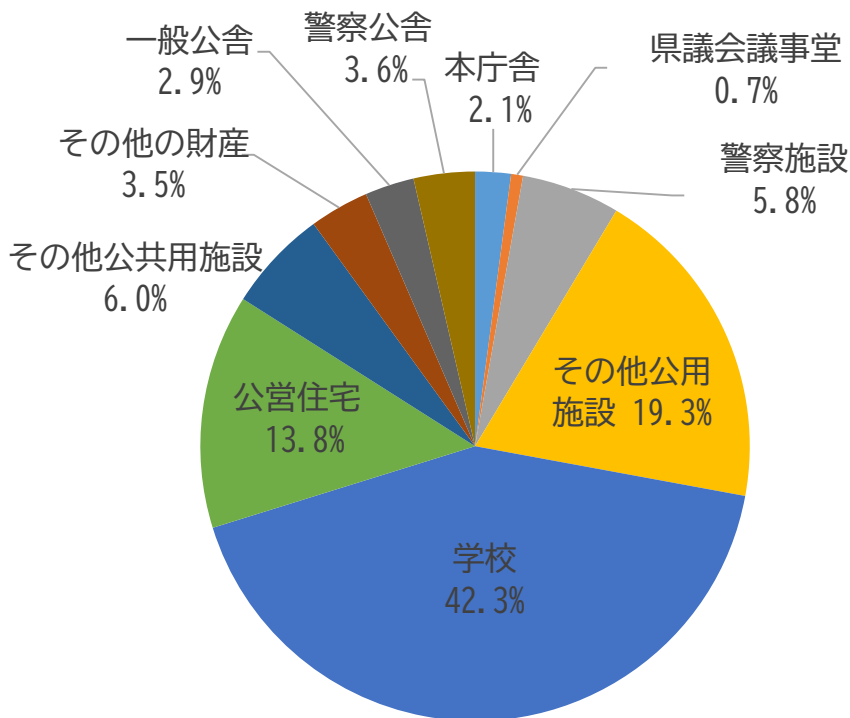


### (課題)

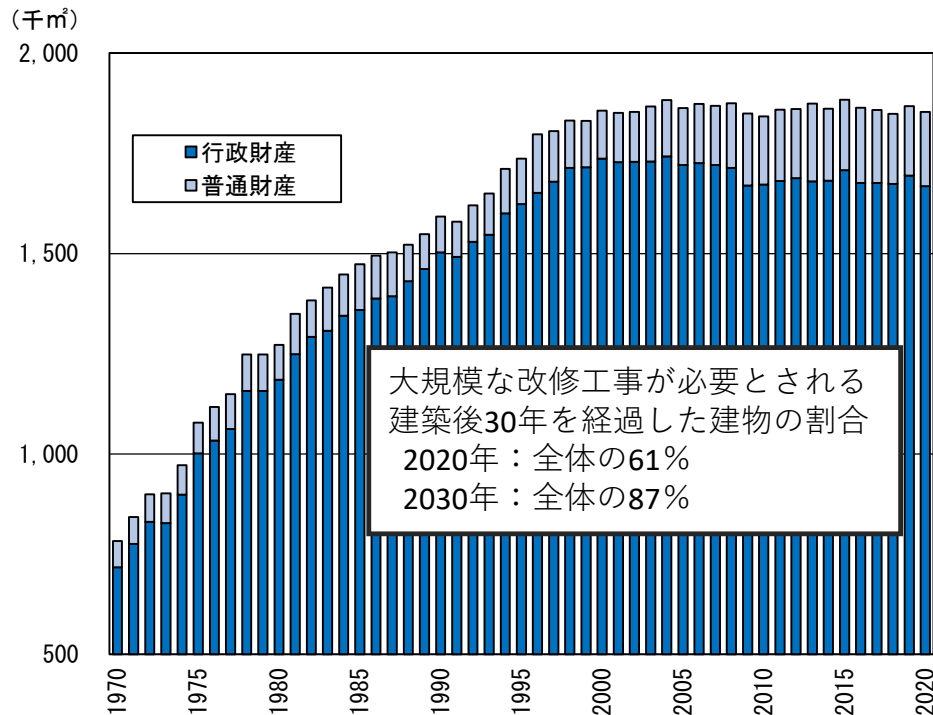
- ✓ 自然災害の頻発化・激甚化
- ✓ 社会インフラの老朽化
- ✓ 維持管理経費の不足

### 県有施設（一般財産）の区分別建物面積割合

- 本県が保有する一般財産の建物は、1970年代（昭和45年）から1990年代（平成11年）までに整備されたものが延床面積割合で約8割を占めており、区分別の建物面積割合では学校施設が42.3%、その他公用施設が19.3%、公営住宅が13.8%を占めている。
- 一般財産の建物面積推移で見ると、1970年代以降増加し続け、2007年頃をピークに高止まりしている。



### 県有施設（一般財産）の建物面積推移



(資料) 山形県ファシリティマネジメント (令和4年3月改訂版)

(資料) 山形県ファシリティマネジメント (令和4年3月改訂版)  
(注) 行政財産：公用又は公共用に供する財産 (本庁舎、学校、文化施設、公営住宅等)  
普通財産：行政財産以外の公有財産 (一般公舎、警察公舎、山林等)

# 県行財政を取り巻く現状と課題

## ①社会経済環境の変化

### (現状)

- 近年、我が国では気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化にさらされている。
- 本県が保有する県有施設の多くは、1970年代（昭和45年）以降に整備されたものが大半を占めており、今後、更新・改修の時期を迎え、多額の財政需要が見込まれる状況にある。
- 今後の県有施設の経費の見込みとして、仮に現状の維持管理・更新等に係る予算を維持できたとしても、年間約132億円が不足する。



### (課題)

- ✓ 自然災害の頻発化・激甚化
- ✓ 社会インフラの老朽化
- ✓ 維持管理経費の不足

### 県有施設（インフラ資産）の更新時期

- インフラ資産についても、1955年（昭和30年）から1975年（昭和50年）までに整備された多くの施設がこれから更新時期を迎える。
- 例えば、建設後50年以上を経過した橋梁は、2040年（20年後）に全体の7割に達する見込みである。

### 今後30年間の経費の見込み

- 耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額(イ)は約2兆7,724億円となる一方、長寿命化対策を行った場合の総額(フ)は約1兆3,135億円、年間約438億円と見込まれる。
- しかし、現在要している経費(エ)は年間約306億円であり、仮に今後この予算額を維持できたとしても、年間約132億円不足することから、更なる総量の縮小や管理水準の見直し、新技術の導入などによる経費の削減が必要となる。

主な施設等	施設数等	建設後50年以上経過する施設の割合		
		R2年度末	10年後	20年後
橋梁	2,431橋	27.3%	53.6%	72.4%
トンネル	58箇所	10.3%	20.7%	58.6%
公園・緩衝緑地	10施設	0.0%	10.0%	30.0%
ダム	13基	30.8%	38.5%	61.5%
動力式の水門・樋門・排水機場等	496施設	28.8%	64.1%	88.3%
堤防・護岸	12.011Km	54.8%	97.9%	97.9%
砂防えん堤、床固工	1,348基	28.7%	49.0%	68.7%
港湾施設	414施設	26.8%	56.8%	74.2%
滑走路・誘導路等	22施設	13.6%	22.7%	100.0%
岸壁・防波堤等	22km	19.9%	44.7%	71.7%

(資料) 山形県ファシリティマネジメント (令和4年3月改訂版)  
(注) 施設数については、建設年度不明の施設数を除く

(単位:百万円)

区分	維持管理・修繕①	改修②	更新等③	長寿命化対策合計④ (①+②+③)	耐用年数経過時に単純更新した場合⑤	長寿命化対策の効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去平均) ※	
普通会計	建築物 (a)	34,710	186,110	151,638	372,458	495,369	▲122,911	10,549
	インフラ施設 (b)	450,826	40,869	228,096	719,792	1,856,899	▲1,137,107	14,645
	計 (a+b)	485,536	226,979	379,734	1,092,250	2,352,268	▲1,260,018	25,194
公営事業会計	建築物 (c)	11,220	17,417	18,328	46,965	60,539	▲13,574	736
	インフラ施設 (d)	32,420	41,251	100,621	174,292	359,604	▲185,312	4,635
	計 (c+d)	43,640	58,668	118,949	221,257	420,143	▲198,886	5,371
建築物計 (a+c)	45,930	203,527	169,966	419,423	555,908	▲136,485	11,285	
インフラ施設計 (b+d)	483,246	82,120	328,717	894,084	2,216,503	▲1,322,419	19,280	
合計	(a+b+c+d)	529,176	285,647	498,683	1,313,507 (フ)	2,772,411 (イ)	▲1,458,904 (ウ)	30,565 (エ)
	(年平均)	17,639	9,522	16,623	43,784	92,414	▲48,630	-

(資料) 山形県ファシリティマネジメント (令和4年3月改訂版)  
※現在要している経費の過去平均は概ね3年だが、施設により1年又は5年を用いて算出

# 県行財政を取り巻く現状と課題 ②引き続き厳しい財政状況

## (現状)

- 令和6年度一般会計当初予算では、地方交付税が微増となった一方で、地方消費税等を中心に税収は減少に転じた。また、社会保障関係経費や公債費が引き続き高い水準で推移すること等により、多額の財源不足額が生じた。
- これに対し、県有財産の売却や有効活用、基金や特別会計資金の活用、県債の活用等により、さらなる歳入確保を図るとともに、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化に取り組み、より一層の歳出削減に努め、財源不足額を圧縮した。
- 今後を展望すると、一定の経済成長が見込まれたとしても、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移することなどによって、ここ数年は引き続き多額の財源不足額が生じるものと見込まれる。 ※山形県財政の中期展望 (R6.2) より

## (課題)

- ✓持続可能な行財政基盤の確立
- ✓歳入の確保、歳出の見直し

## 山形県財政の中期展望 (R6.2)

### 1 山形県の財政収支の見通し (財源対策前)

令和6年度以降も毎年度、多額の財源不足が見込まれており、財源確保対策を講じなければ、令和8年度には調整基金が枯渇してしまう。

### 2 山形県の財源不足への対応

人と自然がいさいさと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形の実現には、それを支える持続可能な財政運営の確保が不可欠。

具体的には、歳入・歳出の両面から財源不足額の解消に向けた対応策を講じ、調整基金取崩しの抑制に努めることが必要である。

歳入面では、県有財産の売却や有効活用の促進、基金や特別会計の利用見込みのない資金の活用、財源対策のための県債の発行等によって歳入を確保する。

歳出面では、事務事業の見直し・改善や行政経費の節減・効率化など、徹底した歳出の見直しを行う。

### 1 山形県の財政収支の見通し (財源確保対策前)

(単位：億円)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
歳入	県 税	1,103	1,162	1,182	1,194	1,205
	地方交付税	2,078	2,155	2,174	2,193	2,206
	国庫支出金	666	684	685	687	687
	県 債	450	432	437	435	441
	その他	1,912	1,854	1,831	1,797	1,765
	計 (A)	6,209	6,287	6,309	6,306	6,304
歳出	人件費	1,520	1,423	1,499	1,406	1,470
	社会保障関係経費	703	726	726	726	726
	公債費	888	899	924	958	968
	一般行政費	2,553	2,478	2,460	2,434	2,419
	投資的経費	835	851	873	877	896
	公共事業費	365	366	365	365	365
	単独事業費	257	270	291	293	312
	国直轄事業負担金	137	138	139	140	140
	その他	76	77	78	79	79
	計 (B)	6,498	6,377	6,482	6,401	6,479
財源不足額 (C=A-B)	△289	△90	△173	△95	△175	
調整基金残高・財政赤字	143	53	△120	△215	△390	

注1：「地方交付税」には地方譲与税、地方特別交付金を含む。

注2：「一般行政費」には繰出金、予備費を含む。

注3：令和6年度の数値は財源確保対策を講じた後の当初予算の数値である。

### 2 山形県の財源不足額への対応 (当面の数値目標)

(単位：億円)

		7年度	8年度	9年度	10年度
財 源 不 足 額 (A)		△90	△173	△95	△175
歳入	県有財産の売却、有効活用	3	3	3	3
	基金、特別会計資金の有効活用	51	28	15	4
	財源対策のための県債発行	30	30	20	15
	計 (B)	84	61	38	22
歳出	事務事業の見直し・改善 行政経費の節減・効率化	30	(30)	(30)	(30)
	計 (C)	30	60	90	120
合 計 (D=B+C)		114	121	128	142
対策後の調整基金残高 (E)		167	115	148	115

注1：「事務事業の見直し・改善、行政経費の節減・効率化」の括弧書きは当該年度の新規削減額である。

注2：歳入については、現行制度をもとに試算している。



## (現状)

- 1 ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申
- 2 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針等に基づくDXの推進
- 3 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアルの公表、改訂
- 4 経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）

※1～4の具体的内容は、以下のとおり。

（働き方改革実現課で、政府の方針等の概要を要約して記載）



## (課題)

- ✓適正規模の地方行政の推進
- ✓地方行政のデジタル化・オンライン化の推進
- ✓アナログ規制の見直し
- ✓多様な働き方の推進

### 1 ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申（R5.12）（第33次地方制度調査会）

#### (1) 基本的な認識

①新型コロナウイルスの感染症危機による社会の急激な変化やこれに伴う対応は、我が国においてこれまで指摘されてきたにもかかわらず、十分に対応できていなかった課題（人口構造の深刻な変化、インフラの老朽化、デジタル化の遅れ）を顕在化させた。また、前回の答申（※）で提言された内容も、コロナの影響により、実際の取組みは道半ばである。このような認識のもと、以下の課題への対応が必要。

#### (2) デジタル・トランスフォーメーション（DX）の進展を踏まえた対応

##### ① DXによる地方公共団体の業務改革

・eLTAxを活用した公金納付、生成AIの活用

##### ② 地方公共団体における情報セキュリティとデジタル人材

・全国どこであっても効果的かつ効率的に、デジタル人材を確保・育成するための取組みが必要。

#### (3) 地方公共団体相互間の連携・協力及び公私の連携

##### ① 地方公共団体相互間の連携・協力

・人口構造の変化により、今後は、インフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約が更に深刻化。公共施設の集約化等が必要。

##### ② 公共私連携

・人手不足や複雑化する課題に対応するため、行政が担ってきた機能について、NPO等多様な主体との連携・協働が必要

※「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」（R2.6）（第32次地方制度調査会）

#### (1) 基本的な認識

①2040年頃にかけて生じる人口構造の変化やインフラの老朽化等は、様々な内政上の課題を顕在化。そのため、以下のような対応が必要。

#### (2) 地方行政のデジタル化

#### (3) 公共私連携

#### (4) 地方公共団体の広域連携

### 2 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（R2.12閣議決定）等に基づくDXの推進（デジタル庁の創設など）

#### (1) これまでの経緯

R2.12「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定

R3.9「デジタル改革関連法」施行 → デジタル庁発足

R3.12「構造改革のためのデジタル原則」策定

→今後のデジタル社会を構築する上で必要となるデジタル改革・規制改革・行政改革に通底する原則を策定

R4.12「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」確定

#### (2) 現在の状況

①工程表に基づき、令和6年6月までを目途にアナログ規制の見直しを実施中

### 3 地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアルの公表（R4.12）、改訂（R5.12）

#### (1) 趣旨

①国民がデジタル社会の恩恵を一層実感できるようにするためには、暮らしに関連する行政サービスを担う地方公共団体における規制の見直しが重要。

②デジタル庁が取り組んできた国の法令等におけるアナログ規制の見直しの考え方や先行団体の取組み・洗い出し事例を紹介するとともに、地方公共団体が条例等の見直しに取り組むための推進体制や作業手順の案を示す。

#### (2) 地方自治体への要請

①本マニュアルに沿って、アナログ規制の点検・見直しに積極的に取り組むよう地方自治体へ要請。

### 4 経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）（R5.6閣議決定）

#### (1) マクロ経済運営の基本的考え方

①我が国が直面する「時代の転換点」とも言える内外の歴史的・構造的な変化と課題の克服に向け、大胆な改革を進める。具体的には、デジタル社会の変革に即した大胆な行財政改革等に取り組む。

#### (2) 新しい資本主義の加速

##### ①多様な働き方の推進

・テレワーク、勤務間インターバルの導入促進、副業・兼業の促進、デジタル環境の整備、業務の見直し、働き方改革の一層の推進等。

##### ②DX等の加速

・デジタルの力を活用して国が地方を支える、国・自治体を通じた行政サービスの見直し。アナログ規制の見直し。AIの最適な利用。

#### (3) 中長期の経済財政運営

①中長期の視点に立った持続可能な経済財政運営

・デジタル社会に対応した次世代型行政サービスへの改革の実現に向けて、経済波及効果や質・効率の高い行財政改革を徹底。

・財政健全化の「旗」を下ろさず、財政健全化目標に取り組む。

・厳しい財政状況の中、多年度にわたる重要政策課題に取り組むための財源を確保するため、現行制度の効率性を最大限高める。

②生産性を高め経済社会を支える社会資本整備

・公共サービスを効率的かつ効果的に提供するPPP/PFIの取組みを推進

③国と地方の新たな役割分担

・地方に係る制度設計に当たっては、計画以外の形式を検討。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行う。